

# 林野火災対策

## 【 林野火災の現況と最近の動向 】

平成27年中の林野火災の出火件数は1,106件（前年1,494件）、焼損面積は538ha（同1,062ha）、損害額は2億5,502万円（同13億6,902万円）であり、出火件数、焼損面積及び損害額は、いずれも前年に比べ減少した（第1-1-19表）。

例年、林野火災は春先を中心に発生している。この原因としては、降水量が少なく空気が乾燥し強風が吹くこの時期に火入れが行われたり、山菜採りやハイキングなどで入山者が増加していることなどによるものと考えられる。平成27年は、5月に多くの火災が発生している（第1-1-27図）。

平成27年においては、2月に山口県美祢市で焼損面積151ha、3月に長野県岡谷市で焼損面積45haの被害をもたらした大規模な林野火災が発生している。また、平成28年に入ってから、3月に福島県伊達市で焼損面積38ha、4月に福島県南相馬市で焼損面積32haの被害をもたらした大規模な林野火災が発生している。

## 【 林野火災対策の現況 】

### 1. 林野火災特別地域対策事業

消防庁では、昭和45年度（1970年度）から林野庁と共同で林野火災特別地域対策事業を推進してきた。この事業は、林野占有面積が広く、林野火災の危険度が高い地域において、関係市町村が共同で事業計画を樹立し、

- 〔1〕 防火思想の普及宣伝、巡視・監視等による林野火災の予防
- 〔2〕 火災予防の見地からの林野管理
- 〔3〕 消防施設等の整備
- 〔4〕 火災防衛訓練等

を総合的に行うものであり、平成28年4月1日現在、38都道府県の514市町村にわたる234地域において実施されている。

## 2. 広域応援・空中消火による消防活動

### （1）広域応援・空中消火体制の整備

林野火災は、対応が遅れると貴重な森林資源を大量に焼失するばかりでなく、家屋等に被害が及ぶことや市町村境、隣接都府県境を越えて拡大することもある。

消防庁では、都道府県や消防機関に対し、林野火災が発生した場合、十分な消防力を迅速に投入するとともに、ヘリコプターによる情報収集や、空中消火を実施するための体制の整備を進め、必要に応じて早期に広域応援の要請を行うよう要請している。

### （2）空中消火の実施状況

ヘリコプターによる情報収集と空中消火は、広域応援や地上の消火活動との連携による迅速かつ効果的な消火活動を実施するために欠かせない消防戦術であり、都道府県や消防機関が保有する消防防災ヘリコプターや都道府県知事からの災害派遣の要請を受けて出動した自衛隊ヘリコプターにより実施されている。過去10年間の空中消火の実施状況は、第1-4-1図のとおりとなっている。

林野火災の消火活動には早期消火・延焼拡大防止の観点により迅速な応急対応や資源の集中的投入が求められることから、平成26年5月に都道府県や消防機関に対し通知を発出し、以下のような取組を要請した（平成26年5月16日付消防特第90号、消防広第117号「林野火災に対する空中消火の積極的な活用について」）。

- 〔1〕 消防本部は林野火災を覚知した場合は、当該都道府県内の消防防災航空隊に第一報を入れ情報共有を行い、ヘリコプターの早期出動に備えること。
- 〔2〕 延焼危険性、活動困難性、人命危険性等からヘリコプターによる空中消火活動が必要と判断した場合は、速やかに当該都道府県内の消防防災ヘリコプターを要請するとともに、火災規模等に応じて消防組織法第39条に基

づく消防相互応援協定、さらに同法第44条に基づく大規模特殊災害時における広域航空消防応援によりヘリコプターの要請を求めること。

- 〔3〕 当該都道府県内の消防防災航空隊は林野火災の発生の第一報を受けた後、自衛隊に対して適宜情報提供を行う等、緊密な連携を図り、当該市町村長は消防防災ヘリコプターだけでは消火が困難と見込まれる段階で時機を逸することなく、自衛隊ヘリコプターの派遣要請を都道府県知事に求めること。

### 3. その他の対策

#### (1) 出火防止対策の徹底

林野火災の出火原因は、たき火、火入れ及び放火（放火の疑いを含む）など人的要因によるものが圧倒的に多く、また、林野火災の消火には多くの困難を伴うことから、林野火災対策は、特に出火防止の徹底が重要である。消防庁では、次の事項に重点を置いて出火防止対策を推進している。

- 〔1〕 林野周辺住民、入山者等の防火防災意識を高めること。特に、出火が行楽期等一定の期間に集中していることから、このような多発期前に徹底した広報を行うこと。
- 〔2〕 火災警報発令中における火の使用制限の徹底を図るとともに、監視パトロールを強化す

ること。

- 〔3〕 「火入れ」に当たっては、森林法（昭和26年法律第249号）第21条第1項に基づき必ず市町村長の許可を受けて、その指示に従うとともに、消防機関に連絡を取るよう、指導の徹底を図ること。

- 〔4〕 林野所有者に対して、林野火災予防措置の指導を強化すること。

また、毎年、林野庁と共同で、春季全国火災予防運動期間中の3月1日から3月7日までを全国山火事予防運動（P. 248参照）の統一実施期間とし、統一標語を定め、テレビ、新聞、ポスター等を用いた広報活動や消火訓練等を通じた山火事予防を呼び掛けている。

#### (2) 林野火災用消防施設等の整備

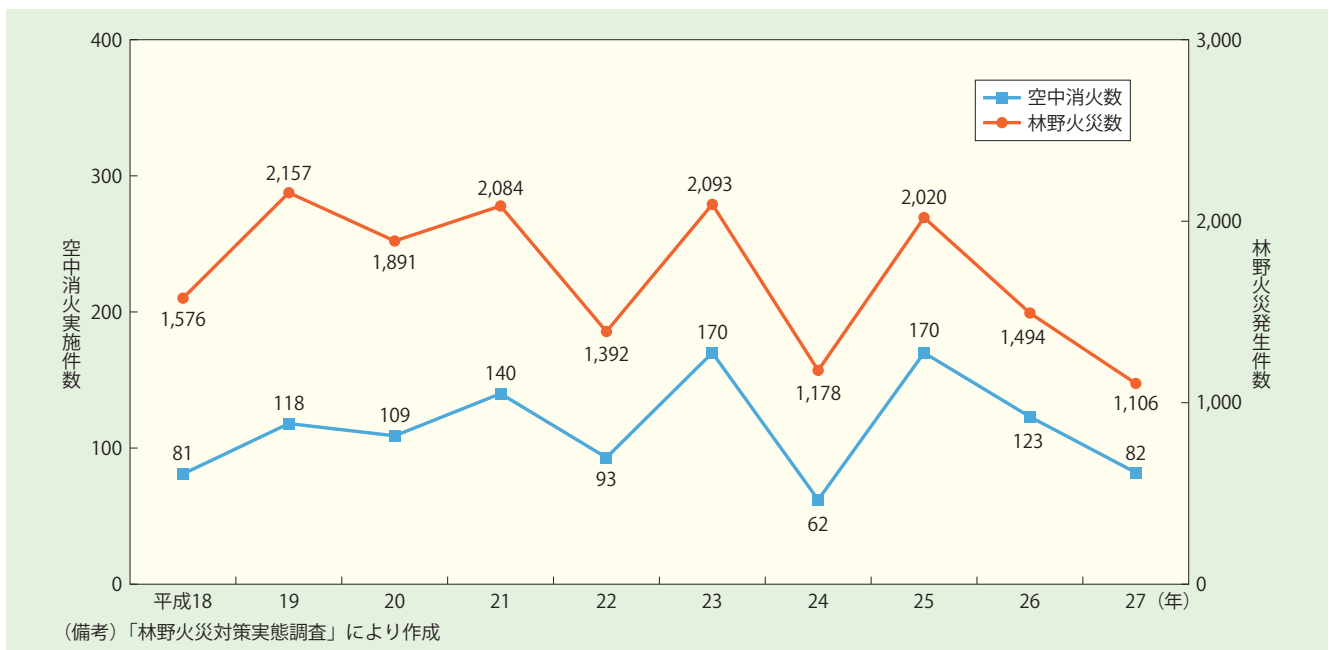
消防庁では、林野火災の被害軽減を図るため、林野火災用消防施設等（防火水槽、救助活動等拠点施設等（林野火災用活動拠点広場））の整備に対して国庫補助を行っている。

## 林野火災対策の課題

効果的な林野火災対策を推進するためには、出火防止対策の一層の徹底を図るとともに、特に次の施策を積極的に講じる必要がある。

- 〔1〕 気象台から発せられる気象情報や火災気象

第1-4-1図 空中消火の実施状況



通報を踏まえて、林野火災発生の可能性を勘案し、必要に応じて火災警報の効果的な発令を行うなど、火気取扱いの注意喚起や制限を含めて適切に対応すること。

- 〔2〕 林野火災を覚知した場合、早急に近隣の市町村に対して応援要請を行うなど、林野火災の拡大防止を徹底すること。特に、ヘリコプターによる偵察及び空中消火を早期に実施するため、迅速な連絡及び派遣要請に努めるとともに、ヘリコプターによる空中消火と連携した地上の効果的な消火戦術の徹底を図ること。また、ヘリコプターの活動拠点の整備促進を図ること。
- 〔3〕 林野火災状況の的確な把握、防御戦術の決

定、効果的な部隊の運用と情報伝達及び消防水利の確保等を行うため、林野火災の特性及び消防活動上必要な事項を網羅した林野火災防御図を、GIS（地理情報システム）の活用も視野に入れて整備するなど、関係部局においてその共有を図ること。

- 〔4〕 防火水槽等消防水利の一層の整備を図ること。特に、林野と住宅地とが近接し、住宅への延焼の危険性が認められる地域における整備を推進すること。
- 〔5〕 周辺住宅地及び隣接市町村への延焼拡大防止を考慮した有効な情報連絡体制の整備を図るとともに、これを活用した総合的な訓練の実施に努めること。



伊達市の山林火災（平成28年3月）  
この火災により38haの山林が焼失した。  
（福島県消防防災航空隊提供）



広域航空消防応援に基づき隣県の林野火災へ出動する香川県防災ヘリコプター  
（香川県防災航空隊提供）